

府 令 ・ 省 令

○内閣府 文部科学省令第二号 厚生労働省

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十一号)の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第七項、第十三条第二項、第十五条第六項及び第十七条第六項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年九月二十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 林 芳正

厚生労働大臣 加藤 勝信

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令 (幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第一条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚文内閣府 閣科学省令第一号)の一部を次のように改正する。

生労働省 閣科学省令第一号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: 改正後 (Amendment After) and 改正前 (Amendment Before). Both columns contain Article 5 regarding staff numbers for childcare facilities. The 'Amendment After' column includes a note about the number of staff for childcare facilities with children under 3 years old.

いて同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八条の十八第一項(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあつては、同条第八項において準用する場合を含む。)の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

備考 表中「」の記載は注記である。

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部(改正) (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成二十六年文部科学省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: 改正後 (Amendment After) and 改正前 (Amendment Before). Both columns contain Article 7 regarding childcare facilities. The 'Amendment After' column includes a note about the number of staff for childcare facilities with children under 3 years old.

校就学前子どもに係るものに限る。が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び国家戦略特別区域小規模保育事業の必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るものであって、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の設定によつてこれを超えることになると認める場合

2 「略」

第十二条 園長の資格は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項（国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、同条第八項において準用する場合を含む。）の登録を受けており、及び、次に掲げる職に五年以上あることとする。

〔一〕十六 略  
（法第十七条第六項ただし書の主務省令で定める場合）

第二十二條 法第十七条第六項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 法第十七条第一項の設置の認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設及び国家戦略特別区域小規模保育事業の利用定員の総数（申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び国家戦略特別区域小規模保育事業の必要利用定員総数（申請

掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の設定によつてこれを超えることになると認める場合

三 「同上」

2 「同上」

第十二条 園長の資格は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、同条第八項において準用する場合を含む。）の登録を受けており、及び、次に掲げる職に五年以上あることとする。

〔一〕十六 同上  
（法第十七条第六項ただし書の主務省令で定める場合）

第二十二條 「同上」

一 「同上」

二 法第十七条第一項の設置の認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、同号に掲げる

幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の設定によつてこれを超えることになると認める場合

三 「略」

2 「略」

備考 表中「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

省 令

○法 務 省 令 第 四 号  
厚生労働省令第四号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の施行、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）の一部の施行及び国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百四十六号）の施行に伴い、国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第十七条第四号口の規定に基づき、法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十一日 法務大臣 上川 陽子  
厚生労働大臣 加藤 勝信

法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年法 務 省 令 第 一 号）の一部

を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第十八条第四号口の出入国又は労働に関する法律の規定であつて法務省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p>	<p>国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第十七条第四号口の出入国又は労働に関する法律の規定であつて法務省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p>